

大津町多言語化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への外国人観光客の誘致を促進することを目的とし、民間事業者及び団体が、自主的かつ主体的に行う商品メニュー等の多言語化に係る経費に対し、予算の範囲内において大津町多言語化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大津町補助金交付規則(昭和60年規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「多言語化」とは、日本語に加えて1以上の外国語により表記することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町内に事務所、店舗等を有する事業者又は団体であつて、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宿泊事業者 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受け、かつ、同法第2条に定める旅館業を営んでいる者
 - (2) 飲食事業者 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可を受け、かつ、同法第51条に定める営業を行う者
 - (3) 土産品販売店等を営む者
 - (4) その他町長が必要と認める者又は団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者及び団体については、補助対象者としなない。

- (1) 町税の滞納がある者
- (2) 商品メニュー等の多言語化に対し、他の補助金の交付を受けている者又は団体
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、本町への外国人観光客の誘致を目的として実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 多言語化する商品メニュー、案内パンフレットその他の冊子を作成する事業(既に作成されているものの増刷等は含まない。)
- (2) 多言語化する看板及び案内板を整備する事業
- (3) 補助対象者が自ら開設し、多言語化するホームページの整備事業
- (4) その他町長が適当と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 企画及びデザインに要する費用

- (2) 案内看板等の作成及び設置に要する費用(既存の看板等の撤去費用等を除く。)
- (3) 冊子等の作成及び印刷に要する費用
- (4) ホームページの作成及び加工に要する費用(ホームページの保守管理、維持経費等を除く。)
- (5) 翻訳に要する費用
- (6) その他町長が適当と認める経費
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額

(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 補助金の額は3万円を限度とし、補助金の交付は、1補助対象者につき、1会計年度に1回までとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、大津町多言語化事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に規則第3条に定める次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 見積書
- (4) 町税に滞納がないことを証する書類(納税証明書等)(ただし、本町に納入すべき税等がある場合で、補助対象者が納税情報の内部利用に同意するときは、添付を省略することができる。)
- (5) 営業の許可を受けていることを証する書類の写し(営業許可が必要な業種に限る。)
- (6) その他町長が必要と認める書類
(交付決定)

第8条 町長は前条の規定による申請があつたときは、その内容を精査し、大津町多言語化事業補助金交付決定(却下)通知書(別記第4号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(事業内容の変更等申請)

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その決定を受けた内容を変更し、又は当該決定に係る補助事業を中止しようとするときは、大津町多言語化事業補助金変更承認申請書(別記第5号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費に変更のない軽微な変更の場合は、当該申請書の提出を省略することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大津町多言語化事業補助金交付決定変更決定通知書(別記第6号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業を完了したときは、大津町多言語化事業補助金実績報告書(別記第7号様式)に規則第5条に定める次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業成績書(別記第2号様式)
- (2) 収支決算書(別記第3号様式)
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 事業施行後の写真又はメニュー等の成果品
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告があつたときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大津町多言語化事業補助金確定通知書(別記第8号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、大津町多言語化事業補助金交付請求書(別記第9号様式)により町長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があつたときは速やかに補助金の交付を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月18日から施行する。